

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第157号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年3月6日 08時00分ごろ	
発生場所	静岡県下田市下田港西防波堤灯台から真方位294° 650m付近 （概位 北緯34° 40.3′ 東経138° 56.9′）	
事故等調査の経過	平成21年6月17日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第十六正福丸、19.99トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 S02-5287（漁船登録番号）、有限会社正福丸漁業</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 主機6番シリンダのピストン、シリンダライナ及び連接棒損傷</p>	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、平成21年3月6日下田港岸壁で出港準備作業を行い、08時00分ごろ主機を始動したところ、急激に回転数が上昇し、制御できなくなった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 主機はガバナの出力を燃料噴射ポンプに伝えるリンク機構の作動不良により、始動時同ポンプのクラック位置が最大噴油量の状態に固着したため、過回転したものと考えられる。 主機始動前にリンク機構がスムーズに作動するか確認が行われていなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が下田港岸壁において出港準備中、主機を始動した際、主機始動前にリンク機構がスムーズに作動するか確認が行われず、燃料噴射ポンプが最大噴油量の状態に固着したため、主機が過回転したことにより発生した可能性があると考えられる。	
備考	本インシデント後、船長は、主機始動前に、ガバナ及び操縦レバーから燃料噴射ポンプまでのリンク機構各部に潤滑油の手差し注油を十分に行いながら、同リンク機構の作動確認を十分に行うようにした。	